

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月24日
【事業年度】	第24期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）
【会社名】	日本マニファクチャリングサービス株式会社
【英訳名】	Nippon Manufacturing Service Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小野 文明
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号 東京オペラシティタワー11階
【電話番号】	03-5333-1711（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員コーポレート本部長 末廣 紀彦
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号 東京オペラシティタワー11階
【電話番号】	03-5333-1711（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員コーポレート本部長 末廣 紀彦
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次 決算年月	旧第20期 平成16年9月	第20期 平成17年3月	第21期 平成18年3月	第22期 平成19年3月	第23期 平成20年3月	第24期 平成21年3月
売上高 (千円)	5,848,273	6,720,608	13,701,727	15,322,954	16,963,390	14,822,278
経常利益 (千円)	105,485	120,108	171,122	427,410	542,755	174,000
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	94,481	41,863	80,401	234,321	302,015	152,522
持分法を適用した場合の投資 利益 (千円)	-	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	41,000	392,700	430,800	430,800	500,550	500,600
発行済株式総数						
普通株式 (株)	820	15,168	16,438	20,606	21,606	21,608
A種株式 (株)	-	2,452	2,452	-	-	-
純資産額 (千円)	528,987	420,417	577,019	811,340	1,252,856	1,069,986
総資産額 (千円)	2,745,932	3,160,777	3,572,849	3,937,870	4,218,540	2,832,535
1株当たり純資産額 (円)	686,996.46	23,860.25	30,546.27	39,374.00	57,986.49	52,368.15
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額又 は当期純損失金額 () (円)	122,703.30	3,791.61	4,561.53	11,371.51	14,352.31	7,143.89
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額 (円)	-	-	-	-	13,927.40	-
自己資本比率 (%)	19.3	13.3	16.2	20.6	29.7	37.8
自己資本利益率 (%)	-	9.9	16.1	33.8	29.4	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	4.81	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	-	-	13,735	311,938	80,687	302,527
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	-	-	45,054	85,245	71,546	21,905
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	-	-	245,354	360,000	19,150	132,298
現金及び現金同等物の期末残 高 (千円)	-	-	1,455,948	1,322,641	1,350,932	894,201
従業員数 (人)	3,923	4,358	4,348	4,936	4,977	3,300

(注) 1. 当社は、子会社である北京日華材創国際技術服務有限公司が非連結子会社であることから、連結財務諸表を作成しておらず、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 平成16年10月1日付をもってMBOを目的とした当社(形式上の存続会社 NMSホールディング株式会社)は、旧日本マニファクチャリングサービス株式会社(実質上の存続会社)と合併しております。従いまして、旧第20期は、旧日本マニファクチャリングサービス株式会社(実質上の存続会社)の状況を、第20期以降については、当社(日本マニファクチャリングサービス株式会社、形式上の存続会社のNMSホールディング株式会社)の状況をそれぞれ記載しております。旧第20期は、平成16年4月1日から平成16年9月30日までの6ヶ月であります。第20期は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの12ヶ月であります。旧日本マニファクチャリングサービス株式会社(実質上の存続会社)の旧第20期の業績は含まれておりません。

当社の第20期数値に旧日本マニファクチャリングサービス株式会社の旧第20期数値を単純合算すると以下の数値となります。

回次	第20期（合算数値）	第21期
売上高（千円）	12,568,882	13,701,727
経常利益（千円）	225,594	171,122
当期純利益又は当期純損失（ ）（千円）	52,618	80,401

3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
4. 子会社である北京日華材創国際技術服務有限公司が非持分法適用会社であるため、持分法を適用した場合の投資利益については、該当事項はありません。
5. 旧第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、第20期から第22期については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、第24期については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
6. 旧第20期の自己資本利益率、第24期の自己資本利益率及び株価収益率については、当期純損失を計上しているため記載を省略しております。
7. 旧第20期から第22期までの株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
8. 従業員数は、就業人員であります。
9. 事業年度については、第20期より当社との合併で消滅した旧日本マニファクチャリングサービス株式会社の期数を引き継いでおります。
10. 第21期及び第22期の財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第23期及び第24期については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受けておりますが、旧第20期及び第20期の財務諸表については監査を受けておりません。
11. 旧日本マニファクチャリングサービス株式会社の平成16年4月1日から平成16年9月30日までの会計期間については、旧第20期として記載しております。
12. 当社は、平成18年12月6日付でA種株式1株につき1.7株で普通株式に転換しております。
13. 第22期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

2【沿革】

当社（形式上の存続会社）は、平成2年8月に航空機のリース業を営む会社として、「オーキッド・エアロスペース株式会社」の商号で設立されました。その後、平成8年3月に有限会社に組織変更を行い、平成15年3月以降については営業活動を休止し、平成15年12月に商号を「株式会社ジャフコ・エスアイジーNO.2」に変更いたしました。さらに、平成16年7月に商号を「NMSホールディング株式会社」に変更し、当社の実質上の存続会社である当時の「日本マニファクチャリングサービス株式会社（以下旧NMS）」の株式を発行済株式総数の84.1%取得し、平成16年10月に「NMSホールディング株式会社」の子会社である旧NMSを吸収合併すると共に、商号を「日本マニファクチャリングサービス株式会社」に変更し、現在にいたっております。

（形式上の存続会社のMBOまでの沿革）

年月	変遷の内容
平成2年8月	東京都港区に資本金1,000千円にてオーキッド・エアロスペース株式会社を設立し、航空機のリース業を行う
平成8年3月	株式会社から有限会社に組織変更
平成15年3月	営業を休止し休眠会社となる
平成15年12月	株式会社に組織を変更、商号を株式会社ジャフコ・エスアイジーNO.2に変更
平成16年7月	NMSホールディング株式会社に商号変更 実質上の存続会社である日本マニファクチャリングサービス株式会社の経営陣による同社のMBOの一環として、同社の発行済株式総数の84.1%取得、子会社化
平成16年10月	子会社である旧NMSを吸収合併、商号を日本マニファクチャリングサービス株式会社に変更、MBOを完了

（実質上の存続会社のMBOまでの沿革）

年月	変遷の内容
昭和60年9月	埼玉県上尾市に資本金4,000千円にて株式会社テスコを設立
昭和62年11月	埼玉県大宮市桜木町に本店を移転
平成2年8月	栃木県小山市に小山営業所（現 小山支店）を第1号の営業拠点として開設
平成7年11月	商号をテスコ株式会社に変更 埼玉県大宮市宮原町へ移転
平成10年9月	株式会社ヘリオスを吸収合併
平成11年9月	東京都渋谷区に本社を移転
平成11年10月	テクノブレン株式会社アウトソーシング事業部の営業権を譲受 （第1号の工場である佐原工場（現 千葉テック）を含む9拠点）
平成11年11月	商号をテスコ・テクノブレン株式会社に変更
平成12年9月	商号を日本マニファクチャリングサービス株式会社に変更
平成15年4月	中華人民共和国北京市に北京オフィスを開設
平成16年7月	中華人民共和国北京市に現地法人設立：北京日華材創国際技術服務有限公司
平成16年10月	NMSホールディング株式会社が当社の株式を取得し、合併と同時に日本マニファクチャリングサービス株式会社に商号変更し、MBO完了

（MBO実施後の当社の沿革）

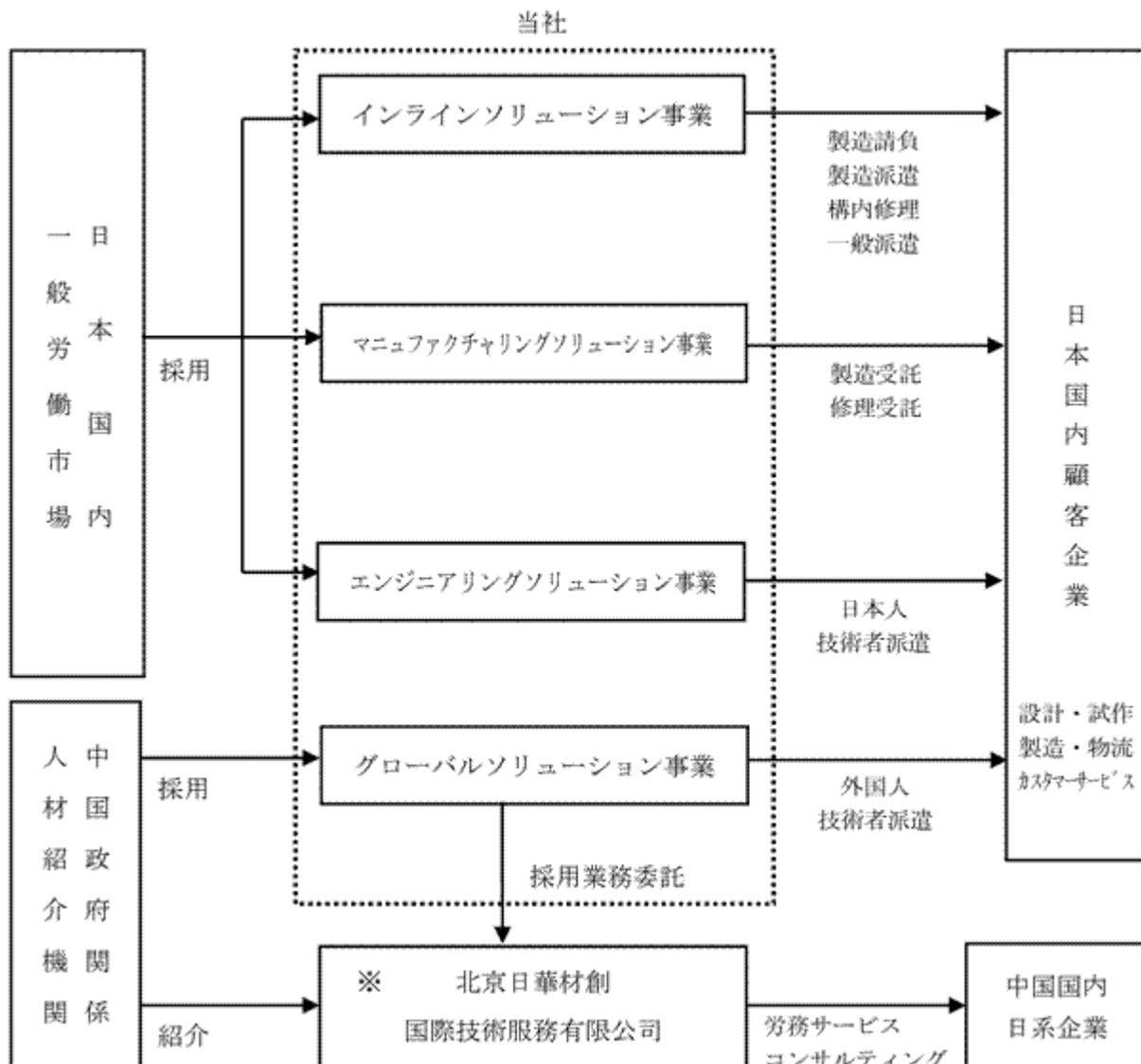
年月	事項
平成16年10月	形式上の存続会社であるNMSホールディング株式会社に吸収合併され、NMSホールディング株式会社の商号を日本マニファクチャリングサービス株式会社（本店所在地 東京都新宿区）に変更（MBO完了）
平成19年10月	ジャスダック証券取引所に株式を上場
平成20年8月	ベトナム社会主義共和国ホーチミン市にベトナム駐在員事務所を開設

3【事業の内容】

当社は、製造業の戦略的パートナーを標榜し、製造アウトソーシング事業を展開しております。事業コンセプトを「マニファクチャリングサービス」と定義し、製造業のものづくりを「設計・開発、試作・評価、生産・品質管理、検査、修理・CS」と各段階でトータルにサポートしております。当社は、取引先の生産プロセスに着眼し、製造・修理の分野において取引先の構内で人材の提供と製造ラインの管理を請負う「インラインソリューション事業（IS事業）」、製造・修理の分野において自社テック（自社工場）で受託する「マニファクチャリングソリューション事業（MS事業）」、設計・開発の分野において日本人技術者を派遣する「エンジニアリングソリューション事業（ES事業）」、メーカーの日本または海外でのものづくりに外国人技術者を派遣する「グローバルソリューション事業（GS事業）」の4つの事業を有しております。事業間の相乗効果を発揮しながら取引先にトータルなアウトソーシングソリューションの提供を行っております。また、社内に「人材のSCM(サプライチェーンマネジメント)」を構築し、事業間を越えて人材を活用・育成することで人材の有効活用と、より有能な人材の提供を目指しております。なお、北京日華材創国際技術服务有限公司については、GS事業の中国拠点として活動しております。

以下に、各事業の事業系統図を記載いたします。

[事業系統図]



北京日華材創国際技術服务有限公司は、当社子会社ではありますが、非連結子会社且つ非持分法適用会社であります。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1)提出会社の状況

平成21年3月31日現在

	従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与 (千円)
一般社員	202	38.6	3.9	4,846
現場社員	3,098	33.0	2.6	2,560
合計又は平均	3,300	33.4	2.7	2,701

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 一般社員は販管部門、現場社員は原価部門の社員を記載しております。

4. クライアントであるメーカーの急激な生産調整に伴う派遣契約打ち切り等により、前事業年度に比べ、従業員数が1,677名減少しております。

(2)労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、米国サブプライムローン問題に端を発する世界的金融危機がより深刻化するとともに実体経済へも多大な影響が生じたことにより、わが国を代表する輸出型メーカー各社の大幅な生産調整が進み、業種を問わず企業業績が広範に悪化する等、先行きに多大な不安を抱える中で推移してまいりました。

当業界におきましては、ここ数年わが国経済の牽引役であった自動車メーカー、エレクトロニクス関連メーカー等が急激な円高と需要収縮によって生産調整を進めたことにより、第3四半期会計期間以降、派遣社員の雇い止め等、急速な減産対応を迫られる状況にいたりました。特にメーカーによる非正規社員に対する雇用問題（リストラ）は、社会問題化し、当業界にとっては製造派遣の派遣期限到来を巡る所謂「2009年問題」に加え、新たな厳しい経営課題を抱えることとなりました。

このような状況のもとで当社は「マニファクチャリングサービス」という事業戦略コンセプトに基づき、中期経営計画に定めた「主力事業であるI S事業の事業体質の改善とM S事業、E S事業、G S事業の事業成長」に鋭意努力してまいりましたが、経営環境の急激な悪化の下では十分な業績を残すにはいたりませんでした。

特に第3四半期会計期間以降、メーカーの急激な生産調整に伴う派遣契約の打ち切りが過去にない規模、スピードで発生したため、その対応に苦慮することとなり、当社は第3四半期会計期間より有給休暇の消化、休業補償、一部社員の解雇といった対応策を取らざるを得ない状況にいたりました。こうした急激な生産調整にかかる費用は当事業年度において198百万円にも上り、業績に多大な影響を及ぼしました。尚、当該費用に関しましては、特別損失として処理しております。

また、当社は、当事業年度において税務上の繰越欠損金が発生したことから、税効果会計について保守的見地に立ち、繰延税金資産の取り崩しを実施することといたしました。

以上の結果により、当事業年度の業績は、売上高14,822百万円（前年同期比12.6%減）、営業利益184百万円（同68.1%減）、経常利益174百万円（同67.9%減）、当期純損失152百万円（前年同期は当期純利益302百万円）と減収減益となりました。

事業部門別の業績は次のとおりであります。

I S事業におきましては、クライアントであるメーカー各社が先行きの業績を懸念し、大規模な生産調整に着手したため、当社は派遣社員の雇い止め、生産数量の圧縮という減産要請を受容することとなり、業績に甚大な影響を受けることとなりました。年初来の経営課題であった2009年問題に対しては、2009年問題対策セミナーを開催し、請負化提案活動を積極的に展開することにより一定の評価を受けてまいりましたが、経済環境の激変によってメーカー各社のプライオリティーが2009年問題対応から減産対応に移行したため、当社も取組みの軸足を移すことを余儀なくされました。この結果、売上高は11,097百万円（同18.1%減）となりました。

M S事業におきましては、メーカー各社の減産傾向の中にあっても修理業務、検査業務が堅調に取扱数量を維持、拡大する等、健闘してまいりました。特に携帯電話の修理業務は、修理需要の高まりを受けて堅調に推移いたしました。また、当事業年度におきましては、新たな修理サービスメニューを拡充するべく、リコール対象製品のフィールドサービスも受託する等、積極的に事業分野の開拓を進めてまいりました。この結果、売上高は2,276百万円（同16.4%増）となりました。

E S事業におきましては、事業拡大を目指して新規顧客獲得のための積極的な営業活動も図ってまいりましたが、技術者派遣事業においても需要は縮小しており、十分な事業拡大にいたらないまま推移してまいりました。この結果、売上高は678百万円（同4.4%増）となりました。

G S事業におきましては、メーカー各社の業績悪化、中国人技術者全般に対するニーズの低下等により、一部に中国での待機を余儀なくされる状況となりました。一方、中国人技術者に加え、ベトナム人技術者の派遣を開始する等、クライアントニーズへの対応も図ってまいりましたが、営業成果に課題を残す中で推移してまいりました。この結果、売上高は770百万円（同4.3%減）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ456百万円減少し、当事業年度末では894百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は、以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は302百万円（前年同期は80百万円の獲得）となりました。これは主に売上債権が965百万円の減少となりましたが、未払金が402百万円減少及び賞与引当金が202百万円減少し、法人税等の支払額が297百万円となったこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は21百万円(前年同期比69.4%減)となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出が17百万円となったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は132百万円(前年同期は19百万円の獲得)となりました。これは主に短期借入金の純減額が100百万円となったこと等によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績及び受注実績

当社は、製造アウトソーシング事業を主な事業として営んでおります。その大部分は、請負業務・派遣業務であり、生産実績及び受注実績の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 販売実績

当事業年度における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門	当事業年度 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
インラインソリューション(I S) 事業	11,097,256	81.9
マニファクチャリングソリューション(M S) 事業	2,276,281	116.4
エンジニアリングソリューション(E S) 事業	678,032	104.4
グローバルソリューション(G S) 事業	770,708	95.7
合計	14,822,278	87.4

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社の対処すべき課題としては「減産要請および2009年問題への的確な対応」、「M S事業拡大に向けたテック（自社工場）の拡充」の2点と認識しております。

（1）減産要請および2009年問題への的確な対応

当社は、業界を取り巻く環境等、外部環境変化への的確な対応が求められております。具体的には、当事業年度後半より発生した減産要請への対応、次年度において本番を迎える2009年問題への対応であります。

当社の主力であるI S事業は、クライアントメーカーからの減産等の生産調整の要請が大前提となるビジネスモデルであることから、生産見直しを如何に的確に把握し、事前に円滑な雇用調整を行うかが極めて重要な経営課題であります。当社の場合、メーカーからの生産調整要請に対しては、テック（自社工場）を利活用した調整機能を有するため、業界他社に対して大きな優位性を有しておりますが、よりその強みを発揮できる体制の構築が必要であります。

また、当社の進める製造派遣事業は、労働者派遣法に基づく許認可事業であり、現行では最長3年間という派遣期限が設けられております。2009年3月に現行法において3年に延長された最初の派遣期限が到来しており、今後順次派遣期限が迫ることから、対応の巧拙が今後の企業成長を左右することとなります。当社は、自社の有するものづくり力、製造請負ノウハウを発揮し、製造派遣期限の到来前に製造派遣契約を製造請負契約に変更することをクライアント企業に提案してまいります。そして、その変更提案を進めていくことを2009年問題に対する経営方針と定め、当社の標榜する請負化100%を目指してまいります。

（2）M S事業拡大に向けたテック（自社工場）の拡充

当社は、前述の減産要請、2009年問題における適正請負化要請といった課題への対処方法にも繋がる施策として、テック（自社工場）の拡充を図ります。当該施設を拡充することは、同業他社との差別的優位性を有するM S事業をより拡大していくことにもなり、当社の発展に寄与するものと考えております。

具体的には、既存業務として受託しているデジタル製品の修理業務、半導体レーザー製品のエージング業務・組立業務等の業務量を増やすとともに新規業務に着手してまいります。特にデジタル製品の修理業務に関しては、当事業年度において新たな修理サービスメニューに加わったりコール製品に対するフィールドサービスに留まらず、積極的にデジタル修理技術のノウハウ蓄積を進めます。業界他社に先駆けて前事業年度末に設立したE M Sテクニカルセンターを活かし、修理技術を有する付加価値の高い人材の供給も並行して進めてまいります。

また、ブランドを有するファブレスメーカーと生産ラインを有する大手メーカーとの新たなビジネスモデルにより積極的に需要創出を図っていく予定であります。こうした既存業務の業務量拡大、新規業務の着手等により、テックの新設または増床も検討していかなければならない状況が訪れるケースも視野に入れております。

当社は、テックを基点としたものづくり体制を構築し、他の業務請負会社との差別化を図ってまいります。

4【事業等のリスク】

当社の事業等に関するリスクについて、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項は以下のとおりであります。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、本書提出日（平成21年6月24日）現在において当社が判断したものであります。

(1) 法的規制等について

当社の主力事業であるI S事業は、取引先構内での業務請負事業と製造派遣事業にて構成されております。業務請負事業につきましては、管轄省庁の許認可を必要とせず、労働省告示第37号にて示される労働者派遣との区分に則り、事業を推進しております。一方、製造派遣事業は、特定労働者派遣（派遣する労働者が常用雇用される派遣事業）の形態であり、厚生労働大臣への届出を必要とする事業となっております。当社は、I S事業の推進にあたって、担当業務の特質、取引先の意向等を勘案し、「業務請負」が「製造派遣」のいずれの形態にて担当するか、取引先と十分に協議を行うとともに、各地方労働局より発布されている「適正請負にかかる自主点検ガイドライン」に準拠した入念なチェックを実施する等、遵法に対応しております。

しかしながら、労働局等所轄官庁が当社取引先及び当社の運用実態に対して基準を満たしていないと結論付けた場合には、取引先及び当社に対する是正勧告、業務改善命令、事業停止命令等の行政指導が発せられる恐れがあります。そうした指導を受けた場合、当社の経営、業績にも重大な影響が及ぶ可能性があります。

また、現行法令の改正やその運用方法の見直し等により、業務請負会社に対する規制強化が図られた場合には、取引先及び業務請負会社である当社に対して、より高度なコンプライアンス体制が求められる可能性があります。

(2) 取引先企業の生産変動について

当社の主力事業であるI S事業における製造派遣、製造請負及びM S事業における製造受託においては、当社取引先メーカーの生産状況に合わせてソリューションサービスを提供しております。当社は、メーカーの意向に従って増産、減産といった生産変動に対応することでメーカー側のコスト構造をより変動費化する役割を担っております。現在、当社の最も取引量の多い取引先業種は、エレクトロニクス分野のメーカーであります。当該業界の企業は、国内に留まらず全世界に製品を出荷しており、出荷先の景気動向が生産数量に大きな影響を及ぼす状況となっております。また近年のデジタル化技術の進展に伴い、製品ライフサイクルの短縮化とコストダウンスピードの迅速化が求められており、生産変動は頻繁に生じております。さらに取引先メーカーは、2009年問題、為替変動、コストダウン要請といった課題も抱えており、グローバルな視点での生産拠点最適化を模索しており、生産拠点自体の統廃合も戦略的、機動的に行なわれております。

こうした取引先の生産動向の変化や生産拠点戦略の変更等は、今後も規模の大小を問わず常に生じるものと考えられます。取引先企業の大規模且つ急激な生産変動が生じた場合には、当社の業績に多大な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 現場社員の育成・確保について

平成21年3月31日現在、当社においては3,000人を超える現場社員を雇用しておりますが、取引先からのニーズ、給与水準、他を総合勘案した結果、その大半を20代前半から30代前半にかけての若年層にて構成しております。しかしながら、我が国の若年人口は、出生率の低下もしくは少子化によって昭和60年代から減少しており、今後、この傾向は長期にわたって続くことが厚生労働省人口問題研究所などによって予測されております。また、若年ゆえの職業意識の欠如、技能スキル・経験の不足等、生産性向上の障害となる事象も散見され、絶え間ない指導・育成体制の構築が求められております。

こうした若年人口の減少傾向下での若年現場社員確保策として、当社は携帯電話を活用した応募サイトを活用する等の新しい採用ルートを開発し、人材確保の改善を図っております。また、若年現場社員の職業意識の向上と技能スキル向上等につながる人事制度（評価制度、給与制度、表彰制度、教育制度、他）を構築し、社員育成を図っていくことを計画しております。

特に当社が標榜する請負化推進は、2009年問題に対する有効な処方箋ではありますが、有能なものづくり人材を確保することが大前提となるため、一定水準の現場社員の育成、確保が一層求められていくものと考えます。

以上を踏まえ、当社は請負化を推進し、ものづくりにより深く関与していく過程で現場社員の確保・育成のための施策を的確に展開してまいります。しかしながら、当該施策が目論見どおり機能せず、当社の求める人材の確保や育成が計画通りに進まない場合においては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 労働災害等のリスクについて

当社の推進するIS事業、MS事業は、取引先メーカーの工場構内、自社テック（自社工場）等において、製造請負、製造派遣を行っております。製造請負においては、取引先企業との業務請負契約によって取引先企業の生産量や生産期限、品質あるいは取引先企業の備品を使用するにあたっての備品管理といった領域まで責任を負っております。一方、製造派遣は法律上、人材を取引先メーカーに派遣し、派遣した人員の指揮命令等の労務管理が派遣先に委ねられる形態となっております。

両取引形態は、業務を遂行する現場社員が労働災害に見舞われた場合において責任主体が異なり、製造派遣においては取引先企業がその損害についての責任を負うのに対し、製造請負は請負会社が責任を負うこととなります。

当社は、こうした労働災害の責任を問われることが多くとも、ものづくりを主体的に行うことのできる製造請負を積極的に展開しております。労働災害に関しましては、基本的に労働保険の適用範囲内で解決されるものと考えておりますが、当社の瑕疵が原因で発生した労働災害において、被災者が労働保険の適用を超えて補償を要求する等、訴訟問題に発展した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 当業界への参入障壁について

業務請負事業につきましては、管轄省庁の許認可を必要とせず、労働省告示第37号にて示される労働者派遣との区分に則り、事業を推進しております。許認可を必要とせず、且つ事業開始にあたって設備投資等の大規模な資金を必要とすることもないことから、業務請負のための現場社員の確保がかなえば、比較的参入しやすい業界であると見られております。

また、平成11年12月に施行された改正労働者派遣法では附則4項前段に「何人も、物の製造の業務であってその業務に従事する労働者の就業の実状並びに当該業務に係る派遣労働者の就業条件の確保及び労働力の需給の適正な調整に与える影響を勘案して厚生労働省令で定めるものについては、当分の間、労働者派遣事業を行ってはならない。」と規定されておりましたが、平成15年6月の法改正において上記附則4項が廃止され平成16年3月より製造業の生産工程への労働者派遣が解禁されました。

当社は、上述のような参入障壁が高いとは言えない状況において、ものづくりに特化する姿勢を明確に打ち出し、且つ取引先メーカーから技術的信頼を勝ち得よう自社内に技能スキルを蓄積してまいりました。その一つとして、MS事業でのテック（自社工場）運営ノウハウが挙げられます。

しかしながら、取引先のニーズも多様化しており、技術的信頼性だけで競争優位を築くことが難しい場合もあり、今後、労働者派遣業者を始めとする他業界企業の参入が増加し、それにより市場の競争が激化した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) MBOファンドが筆頭株主であることについて

当社は、ベンチャーキャピタルである株式会社ジャフコが運営する「ジャフコ・バイアウト2号投資事業有限責任組合」及び「JAFCO Buyout No.2 Investment Limited Partnership(Cayman)L.P.」の2つのMBOファンドから出資を受け、平成16年10月にMBOを実施いたしました。その後、当社がジャスダック証券取引所への上場を果たしたこともあり、平成21年3月31日現在の当該2ファンドによる合計株式保有比率は合計37.3%に低下することとなりましたが、依然として筆頭株主の地位にあります。

当該2ファンドは、純投資を目的とする投資ファンドであることから、今後もキャピタルゲインの極大化を使命として売却時期を模索してくることになります。当該2ファンドの解散期限は、平成26年12月31日であり、当該時期が近づけば一層売却インセンティブが高まり、現行の経営体制の存続是非を問うことなくキャピタルゲインだけを追求する場面が到来することも想定されます。

このように現在の当社筆頭株主である当該2ファンドの特性を踏まえた時、株主構成が劇的に変化することも予想され、結果として、現行の経営体制が変更されることも想定されます。その場合、当社のビジネスモデル、経営体制をはじめ当社企業価値等に大きな変化が生じる可能性があります。

(7) 取引先メーカー及び応募者等の情報管理について

当社は、当社が展開する事業の特性上、取引先メーカーの生産計画や新製品の開発にかかわる機密性の高い情報に接することがあります。また、3,000人を超える現場社員を維持、増加させる過程で生じる応募者及び退職者を含めた社員の個人情報を知りうる立場にあります。従いまして、これらの情報管理はきわめて重要であると認識しております。

取引先メーカーから得る企業情報に関しては、当社社員に対して入社時における秘密保持の誓約書を提出させ、その上で当社と取引先メーカーとの間で業務委託契約を締結し、機密情報の管理の徹底を図っております。

また、社員の入退社の際に得る個人情報に関しては、入社前の採用活動段階よりその取り扱いには十分に留意しており、採用候補者に対しては採用試験の合否結果判明後の履歴書等の保管または廃棄にかかる対応方法について本人の意思確認をする等、個人毎の情報管理の徹底を図っております。

このように当社では、秘匿性の高い企業情報、個人情報の情報管理に万全を期していると考えておりますが、何らかの要因で当社から取引先メーカーの企業情報や個人情報が漏洩した場合には、当社の信用が失墜し、業績にも悪

影響を及ぼす可能性があります。

(8) 2009年問題について

当社の主力事業であるＩＳ事業は、取引先構内での製造請負事業と製造派遣事業にて構成されております。このうち製造派遣事業は、労働者派遣法に基づく許認可事業であります。製造派遣は、2004年２月末において派遣禁止対象業務でありましたが、その後の法改正を経て現行では最長３年間という派遣期限が設けられております。そして2009年３月に現行法において３年に延長された最初の派遣期限が到来することとなり、各種マスメディアにおいて2009年問題として報道されております。

2009年３月に到来する派遣期限は、その後の派遣期間の延長が不可能であることから、製造派遣を行う派遣業者は、期限の到来とともに派遣社員をメーカー等、クライアント企業より引き上げる必要が生じます。当社は、自社の有するものづくり力、製造請負ノウハウを発揮し、製造派遣期限の到来前に製造派遣契約を製造請負契約に変更することをクライアント企業に提案してまいります。そして、その変更提案を進めていくことを2009年問題に対する経営方針と定め、既に多くのクライアント企業に接しており、クライアント企業からも請負ノウハウを有する当社の取組み姿勢、提案内容をご評価いただき始めております。

しかしながら、クライアント企業によっては、当社の提案を受容せずに派遣社員をクライアント企業自身の直接雇用社員へ切替える、製造拠点を海外にシフトする等という対応策を選択する場合があります。そのように当社提案に基づく製造請負への契約切り替えが進まない場合は、現行の製造派遣の売上高が減少することに繋がる可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は中華人民共和国における高技能人材の育成及び人材派遣事業の研究と推進に関して、北京五同教育培訓中心及び北京日華材創國際技術服務有限公司と契約を締結することによって当社の中国ビジネスの展開をしております。

相手方の名称	国名	契約内容	契約期間
北京五同教育培訓中心 北京日華材創國際技術服務有限公司	中国	ものづくりに関する技術・ノウハウ活用による教育（OFF-JT）の実施及び日本の人材派遣事業のビジネスモデルを活用した教育（OJT）の実施（包括契約）	平成17年6月18日（契約締結日）から期限の定めなし

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日（平成21年6月24日）現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表を作成するにあたり重要となる会計方針については、「第5 経理の状況 1 財務諸表の作成方法について」に記載されているとおりです。財務諸表の作成においては、過去の実績やその時点で合理的と考えられる情報に基づき、会計上の見積りを行っておりますが、見積りには不確実性が伴い実際の結果は異なる場合があります。

(2) 当事業年度の経営成績の分析

損益の状況

当社は「マニファクチャリングサービス」という事業戦略コンセプトに基づき、中期経営計画に定めた「主力事業であるI S事業の事業体質の改善とM S事業、E S事業、G S事業の事業成長」に鋭意努力してまいりましたが、経営環境の急激な悪化の下では十分な業績を残すにはいたりませんでした。

特に第3四半期会計期間以降、メーカーの急激な生産調整に伴う派遣契約の打ち切りが過去にない規模、スピードで発生したため、その対応に苦慮することとなり、当社は第3四半期会計期間より有給休暇の消化、休業補償、一部社員の解雇といった対応策を取らざるを得ない状況にいたりました。こうした急激な生産調整にかかる費用は当事業年度において198百万円にも上り、業績に多大な影響を及ぼしました。尚、当該費用に関しましては、特別損失として処理しております。

また、当社は、当事業年度において税務上の繰越欠損金が発生したことから、税効果会計について保守的見地に立ち、繰延税金資産の取り崩しを実施することいたしました。

以上の結果により、当事業年度の業績は、売上高14,822百万円（前年同期比12.6%減）、営業利益184百万円（同68.1%減）、経常利益174百万円（同67.9%減）、当期純損失152百万円（前年同期は当期純利益302百万円）と減収減益となりました。

財政状態の分析

（流動資産）

流動資産合計は、前事業年度末に比較して1,361百万円減少し、2,556百万円となりました。これは主として、売掛金が965百万円減少し、現金及び預金が456百万円減少したこと等によります。

（固定資産）

固定資産合計は、前事業年度末に比較して24百万円減少し、275百万円となりました。これは主として、敷金及び保証金7が23百万円減少したこと等によります。

（流動負債）

流動負債合計は、前事業年度末に比較して1,203百万円減少し、1,762百万円となりました。これは主として、未払金が402百万円減少し、賞与引当金が202百万円、未払消費税等が170百万円それぞれ減少したこと等によります。

（純資産）

純資産合計は、前事業年度末に比較して182百万円減少し、1,069百万円となりました。これは当期純損失152百万円の計上となったこと等によります。

キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、前事業年度は80百万円の獲得でありましたが、当事業年度は税引前当期純損失が24百万円（前事業年度は542百万円の税引前当期純利益）となったこと等により302百万円の使用となっております。

投資活動によるキャッシュ・フローは、前事業年度より49百万円少ない121百万円の資金を使用しております。これは有形固定資産の取得による支出が前事業年度より38百万円少ない117百万円となったこと等によるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、前事業年度は株式の発行による収入が132百万円となったこと等により19百万円の資金を得ておりますが、当事業年度は株式の発行による収入が0百万円となり、自己株式の取得による支出が32百万円となったこと等により132百万円の使用となっております。

これらの活動の結果、現金及び現金同等物の残高は前事業年度より456百万円減少し、894百万円となりました。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績は、以下の事項の発生によって重要な影響を受ける可能性があることを認識しております。

取引先企業の生産変動

当社の主力事業であるI S事業における製造派遣、製造請負及びM S事業における製造受託においては、当社取引先メーカーの生産状況に合わせてソリューションサービスを提供しております。当社は、メーカーの意向に従って増産、減産といった生産変動に対応することでメーカー側のコスト構造をより変動費化する役割を担っております。現在、当社の最も取引量の多い取引先業種は、エレクトロニクス分野のメーカーであります。当該業界の企業は、国内に留まらず全世界に製品を出荷しており、出荷先の景気動向が生産数量に大きな影響を及ぼす状況となっております。また近年のデジタル化技術の進展に伴い、製品ライフサイクルの短縮化とコストダウンスピードの迅速化が求められており、生産変動は頻繁に生じております。さらに取引先メーカーは、2009年問題、為替変動、コストダウン要請といった課題も抱えており、グローバルな視点での生産拠点最適化を模索しており、生産拠点自体の統廃合も戦略的、機動的に行なわれております。したがって、取引先メーカーにおいて生産数量の変動、生産地の見直しを始め、各種生産にかかる会社方針が変化することによって当社の経営成績も重要な影響を受ける可能性があります。

取引先企業の求める現場社員数及びスキルの確保

当事業の維持・成長にとって最も重要なポイントは、現場社員数の適正確保であります。とりわけI S事業においては、取引先企業の求める人材を適宜、適正数確保できなければビジネスとして成立しない特性を有しております。また、当社が標榜する請負化推進は、有能なものづくり人材を確保することが大前提となるため、一定スキルを有する現場社員の育成、確保が必要となります。したがって、現場社員数の適正確保と適正スキルの育成、確保が事業運営上の重要なファクターとなってまいります。新規受注案件において採用活動が不調にいたり、既存客先において見込み以上の退職者が発生した場合等で現場社員数の適正数確保が図れない時、また2009年問題への対応として請負化を推進するにあたって生産管理、品質管理等のものづくりノウハウを有する人材を確保できない時において、当社は経営成績に重要な影響を受ける可能性があります。

(4) 経営戦略の現状と見通し

当社は、平成20年3月期から平成22年3月期までの中期経営計画で「マニファクチャリングサービス」を当社の事業ドメインとして位置付け、「メーカーの生産プロセスに応じてトータルにサポートする為に、4つのソリューションを提供する」ことを戦略の基本コンセプトに置いております。

I S事業は、「取引先の構内（造語として「インライン」とした）で発生する様々な課題に対して優秀な人材とノウハウを持って問題解決する」事業として従来型の人材派遣や製造請負とは一線を画すことを目指しており、規模の拡大よりも事業の質を追求し、当社の特徴でもある「出来高請負サービス」を拡充させることで収益性を高めていきます。製造派遣の派遣期限の到来する所謂「2009年問題」は、いよいよ次年度において本番を迎えることとなりますが、当社はこれまでの製造請負ノウハウを活かして請負化を推進し、メーカー各社からの信頼を得て、メーカーの戦略的パートナーとしてこれまで以上にマニファクチャリングサービスの品質を高めてまいります。

M S事業は、「取引先の構内では解決できない様々な課題を「テック（自社工場）」の設備と技術を駆使して問題解決する」事業として当社の「マニファクチャリングサービス」を最も具現化した事業であり、リソースの重点配分を図り、事業拡大を進めていく方向であります。M S事業は、当社が掲げる「ものづくり機能の発揮」をする上で技術的ノウハウの開発、蓄積をはかる事業と位置づけられます。M S事業では修理業務を中心としたカスタマーサービス分野の受託業務を強みとしておりますが、これに加えてブランドを有するファブレスメーカー、生産ラインを有する大手メーカーをつなぐ新たなビジネスモデルも創出し、潜在需要を掘り起こしてまいります。

E S事業は、平成17年4月に新規に事業立上げを図った技術者派遣事業であります。当社は、当該分野において後発であることから、「I S事業やM S事業との事業連携が図れる技術分野へ特化すること」を基本として、

- ・ 製造分野の分かる技術集団を構築し付加価値の高い受託開発まで発展させる基礎を構築する
- ・ ものづくり上重要な市場である「生産技術」「試作評価」分野へ新卒技術者を派遣する

の2点を差別化のポイントとしてこれまで事業展開してまいりましたが、需要拡大が望めない状況下、G S事業との連携による採算性の改善に軸足を移しております。

G S事業は、「メーカーがグローバル戦略を実行する中で発生する様々な課題を解決する」事業と位置づけ、これまで中国で優秀な大卒技術者やキャリア技術者を採用し、日本のメーカーの技術開発部門へ派遣するというビジネスモデルを展開してまいりました。しかしながら、技術者派遣事業の需要収縮に伴い、外国人技術者のニーズが低下したこともあり、当該事業においても採算性改善を当面の経営目標に切り替え、E S事業との連携による経営資源の効率化を実現いたします。今後は、海外生産を進める日本メーカーを支援する各種ビジネスを検討し、新たなビジネスチャンスを探索しながら「日本のものづくり」を支えてまいります。

当社は上記のとおり4つのソリューション事業を戦略的に事業成長させることで事業間シナジーを発揮し、日本のものづくりインフラの再構築に貢献できる事業を推進してまいります。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の資金状況は、現金及び現金同等物が前事業年度に比して456百万円減少し、当事業年度末においては894百万円となりました。これは、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によ

るキャッシュ・フローのそれぞれが支出超過となったことによります。営業活動によるキャッシュ・フローは、業容縮小に伴う運転資金の圧縮により売上債権が965百万円減少したものの、税引前当期純利益の赤字化、未払金等の仕入債務の減少に加え、法人税等支払額が297百万円となったことから302百万円の使用となりました。また、投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得17百万円等により21百万円の使用となり、財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の返済100百万円、自己株式の取得32百万円により132百万円の使用となりました。

当事業年度においては現金及び現金同等物が減少いたしました。今後の事業展開等の資金需要に対する資金は、現時点で十分に確保しております。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社は、当社を取り巻く経営環境が極めて厳しいものであることを認識し、経済情勢、顧客動向、業界環境、法規制整備状況他、会社業績に影響を及ぼす外部環境の変化に対する感度を究極まで高め、先を見通した機動的な施策を適宜展開していくことを経営の基本スタンスといたします。加えて、当社に直接且つ直近に甚大な影響が生じる2009年問題、取引先メーカーの海外移転といった当業界固有の経営課題を社内にて共有化し、対応方針の意思決定に齟齬をきたさぬよう会社を挙げて的確な情報収集に努めてまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度における当社の設備投資額は17,027千円となり、その主な設備目的はMS事業部門におけるものとなります。

主な設備投資は、以下のとおりであります。

E M Sテクニカルセンター追加工事

国内における基板実装サービスの拠点として、技術者養成及び業務受託を併せて実施することを目的に総額13,519千円の追加の設備投資を行いました。

2【主要な設備の状況】

平成21年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業部門	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (人)
			建物	工具、器具及び 備品	合計	
宮城テック (宮城県岩沼市)	MS事業	工場設備	25,230	699	25,930	116
E M Sテクニカルセ ンター (宮城県岩沼市)	MS事業	工場設備	23,747	440	24,187	-
本社 (東京都新宿区)	-	本社機能	12,241	2,031	14,272	33

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 現在休止中の設備はありません。

3. 事業所は賃借であります。帳簿価額のうち「建物」には建物附属設備が含まれております。

4. 上記の他、主要なリース設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	数量	リース期間	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
本社 (東京都新宿区)	ソフトウェア	一式	H16.9~H22.3	36,689	28,633

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	82,400
計	82,400

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成21年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年6月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	21,608	21,608	ジャスダック証券取引所	当社は単元株制度は採用していません。
計	21,608	21,608	-	-

(注) 1. 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

2. 「提出日現在発行数」欄には、平成21年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

平成17年3月14日臨時株主総会決議（平成17年3月14日臨時取締役会決議）		
	事業年度末現在 （平成21年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成21年5月31日）
新株予約権の数（個）	340（注）1	340（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	340（注）2	340（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	50,000（注）3	同左
新株予約権の行使期間	平成19年3月15日から 平成27年3月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	同左
新株予約権の行使の条件	<p>(イ) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行することを要する。但し、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。</p> <p>(ロ) 新株予約権発行時において当社または当社子会社および当社の関連会社の取締役、監査役および従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社または当社子会社および当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。</p> <p>(ハ) 当社が普通株式を東京証券取引所、日本証券業協会その他これに類する国内の証券取引所に上場している場合に行使できるものとする。</p> <p>(ニ) その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡またはこれに担保権設定することを認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

2．新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者ならびに権利行使した者に係る新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

3．新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行（新株予約権の行使の場合および平成14年4月1日改正前商法に定める新株引受権証券ならびに同法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く）または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

平成18年3月10日臨時株主総会決議（平成18年3月10日臨時取締役会決議）		
	事業年度末現在 （平成21年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成21年5月31日）
新株予約権の数（個）	1,051（注）1	1,051（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,051（注）2	1,051（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	60,000（注）3	同左
新株予約権の行使期間	平成21年3月13日から 平成28年3月10日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 60,000 資本組入額 30,000	同左
新株予約権の行使の条件	<p>(イ) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行することを要する。但し、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。</p> <p>(ロ) 新株予約権発行時において当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。</p> <p>(ハ) 当社が普通株式を東京証券取引所、日本証券業協会その他これに類する国内の証券取引所に上場している場合に行使できるものとする。</p> <p>(ニ) その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡またはこれに担保権設定することを認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

2．新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者に係る新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

3．新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行（新株予約権の行使の場合および平成14年4月1日改正前商法に定める新株引受権証券ならびに同法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く）または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

平成19年6月27日定時株主総会決議（平成19年7月20日定時取締役会決議）		
	事業年度末現在 （平成21年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成21年5月31日）
新株予約権の数（個）	120（注）1	120（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	120	120
新株予約権の行使時の払込金額（円）	（注）2、3	同左
新株予約権の行使期間	平成21年7月21日から 平成29年6月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 150,000 資本組入額 75,000 （注）3	同左
新株予約権の行使の条件	（イ）新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。但し、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。 （ロ）新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。 （ハ）当社が普通株式を東京証券取引所、日本証券業協会その他これに類する国内の証券取引所に上場している場合に行使できるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡またはこれに担保権設定することを認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	（注）5	同左

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

2．新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

3．行使価額は、平成19年3月期を基準期としたジャスダック証券取引所への株式上場の際に行う株式公開時の新規募集株式の発行価格と同額となります。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額となっております。

なお、当社普通株式がジャスダック証券取引所への株式上場の際に行う株式公開時の新規募集株式の発行

価格は、平成19年10月16日付で150,000円と決定いたしました。これに伴い、新株予約権の行使時の払込金額は1株当たり150,000円となっております。

4. 組織再編成に際して定める契約書または計画書等の条件にしたがって、以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編成の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとします。

合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社または合併により設立する会社

吸収分割

吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

5. 以下の取得事由が生じた場合、当社は、新株予約権全部または一部を無償で取得することができるものとします。但し、新株予約権の一部を取得する場合は取締役会の決議によって取得する新株予約権を決定するものとします。

新株予約権の行使期間に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合

新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合

当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書または株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされた場合

平成19年6月27日定時株主総会決議（平成19年7月20日定時取締役会決議）		
	事業年度末現在 （平成21年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成21年5月31日）
新株予約権の数（個）	73（注）1	73（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	73（注）2	73（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	（注）3、4	同左
新株予約権の行使期間	平成21年7月21日から 平成29年6月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 150,000 資本組入額 75,000 （注）4	同左
新株予約権の行使の条件	（イ）新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。但し、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。 （ロ）新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。 （ハ）当社が普通株式を東京証券取引所、日本証券業協会その他これに類する国内の証券取引所に上場している場合に行使できるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡またはこれに担保権設定することを認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	（注）6	同左

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

2．新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者に係る新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

3．新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

4．行使価額は、平成19年3月期を基準期としたジャスダック証券取引所への株式上場の際に行う株式公開時の新規募集株式の発行価格と同額となります。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限

度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額となっております。

なお、当社普通株式がジャスダック証券取引所への株式上場に際して行う株式公開時の新規募集株式の発行価格は、平成19年10月16日付で150,000円と決定いたしました。これに伴い、新株予約権の行使時の払込金額は1株当たり150,000円となっております。

5. 組織再編成に際して定める契約書または計画書等の条件にしたがって、以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編成の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとします。

合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社または合併により設立する会社

吸収分割

吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

6. 以下の取得事由が生じた場合、当社は、新株予約権全部または一部を無償で取得することができるものとします。但し、新株予約権の一部を取得する場合は取締役会の決議によって取得する新株予約権を決定するものとします。

新株予約権の行使期間に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合

新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合

当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書または株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされた場合

（3）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成16年7月26日 (注)1	14,000	14,200	350,000	360,000	350,000	352,900
平成16年10月1日 (注)2	2,112	16,312	-	360,000	-	352,900
平成16年12月27日 (注)3	668	16,980	16,700	376,700	16,700	369,600
平成17年1月24日 (注)4	340	17,320	8,500	385,200	8,500	378,100
平成17年3月31日 (注)5	300	17,620	7,500	392,700	7,500	385,600
平成18年3月30日 (注)6	1,270	18,890	38,100	430,800	38,100	423,700
平成18年6月28日 (注)7	-	18,890	-	430,800	277,480	146,219
平成18年12月6日 (注)8	1,716	20,606	-	430,800	-	146,219
平成19年10月24日 (注)9	1,000	21,606	69,750	500,550	69,750	215,969
平成20年5月31日 (注)10	2	21,608	50	500,600	50	216,019

(注)1. 有償第三者割当

普通株式 発行価格50,000円 資本組入額 25,000円

割当先 ジャフコ・バイアウト2号投資事業有限責任組合

JAFCO Buyout No.2 Investment Limited Partnership (Cayman) L.P.

2. 合併(日本マニファクチャリングサービス株式会社(実質上の存続会社)との合併)

合併比率 26.4:1 日本マニファクチャリングサービス株式会社(実質上の存続会社)株式1株につき、
当社(形式上の存続会社)A種株式26.4株の割合をもって割当交付する。

3. 有償第三者割当

普通株式 発行価格50,000円 資本組入額 25,000円

割当先 長谷川京司、中村亨

4. 有償第三者割当

A種株式 発行価格50,000円 資本組入額 25,000円

割当先 福本英久、山田文彌、板谷政幸

5. 有償第三者割当

普通株式 発行価格50,000円 資本組入額 25,000円

割当先 日本マニファクチャリングサービス社員持株会

6. 有償第三者割当

普通株式 発行価格60,000円 資本組入額 30,000円

割当先 福本英久、山田文彌他

7. 欠損てん補のための資本準備金の取り崩し

8. A種株式の転換(1:1.7)

9. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 150,000円

引受価額 139,500円

資本組入額 69,750円

払込金総額 139,500千円

10. 新株予約権の行使

普通株式 発行価格50,000円 資本組入額 25,000円

(5)【所有者別状況】

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	9	8	14	2	3	807	843	-
所有株式数(株)	-	1,550	95	763	326	52	18,822	21,608	-
所有株式数の割合(%)	-	7.17	0.44	3.53	1.51	0.24	87.11	100.00	-

(注) 自己株式1,176株は、「個人その他」に含めて記載しております。

(6)【大株主の状況】

平成21年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ジャフコ・バイアウト2号投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内1-8-2 (株式会社ジャフコ内)	7,738	35.81
小野 文明	神奈川県横浜市都筑区	3,640	16.84
日本マニュファクチャリングサービス株式会社	東京都新宿区西新宿3-20-2	1,176	5.44
日本マニュファクチャリングサービス社員持株会	東京都新宿区西新宿3-20-2	812	3.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	619	2.86
長谷川 京司	東京都文京区	528	2.44
アサヒブリテック株式会社	兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町21	500	2.31
福本 英久	東京都北区	440	2.03
JAFCO Buyout No.2 Investment Limited Partnership(Cayman)L.P.	M&C Corporate Services Limited, PO Box 309GT, Uglan House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	322	1.49
(常任代理人 野村信託銀行株式会社)	(東京都千代田区大手町2-2-2)		
山田 文彌	愛知県一宮市	270	1.24
計	-	16,045	74.25

(注) 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式は、全て信託業務に係るものであります。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,176	-	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 20,432	20,432	同上
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	21,608	-	-
総株主の議決権	-	20,432	-

【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本マニファクチャリングサービス株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号 東京オペラシティタワー11階	1,176	-	1,176	5.44
計	-	1,176	-	1,176	5.44

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。具体的な内容は以下のとおりであります。

第1回

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づいて、平成17年3月14日開催の臨時株主総会終結時に在任する取締役及び同日に在籍する管理職に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成17年3月14日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成17年3月14日
付与対象者の区分及び人数	取締役2名、監査役1名、関係会社取締役2名、従業員21名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第2回

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づいて、平成18年3月10日開催の臨時株主総会終結時に在任する取締役及び同日に在籍する従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成18年3月10日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成18年3月10日
付与対象者の区分及び人数	取締役2名、監査役2名、関係会社取締役2名、従業員441名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第3回

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づいて、平成19年6月27日開催の定時株主総会終結時に在任する取締役に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成19年6月27日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分及び人数	取締役3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

第4回

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づいて、平成19年6月27日開催の定時株主総会終結時に在任する執行役員及び、平成18年3月16日（第2回新株予約権の付与対象者確定の翌日）より平成19年3月31日までの間に採用または登用され、平成19年7月20日現在、在籍する従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成19年6月27日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分及び人数	従業員63名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

平成21年6月24日開催の第24期定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて決議いたしました。

決議内容につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等（1）財務諸表（重要な後発事象）」に記載しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成20年9月19日)での決議状況 (取得期間 平成20年10月1日~平成20年10月31日)	300	30,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	300	12,014,400
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成20年11月12日)での決議状況 (取得期間 平成20年11月13日~平成20年11月28日)	300	20,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	243	9,689,750
残存決議株式の総数及び価額の総額	57	10,310,250
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	19.0	51.6
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	19.0	51.6

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成21年2月23日)での決議状況 (取得期間 平成21年3月1日~平成21年4月30日)	1,200	15,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	633	8,743,950
残存決議株式の総数及び価額の総額	567	6,256,050
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	47.3	41.7
当期間における取得自己株式	394	6,238,940
提出日現在の未行使割合(%)	14.4	0.1

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないもの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)	-	-	-	-
保有自己株式数	1,176	-	1,570	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成21年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの自己株式及び単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営の重要な使命であると認識しつつ、一方で企業成長を実現するための事業戦略の展開に備え、資金を内部留保することも重要であると考えており、株主還元と内部留保のバランスに留意しながら配当を実施することを配当政策の基本方針に据えております。内部留保金につきましては、財務体質の改善に充てるとともに事業成長のための資金に活用していく予定であります。また、剰余金の配当の回数については、中間配当、期末配当の年2回とすることも基本方針としております。

上記配当基本方針に則り、当期の配当につきましては、安定的な経営基盤の確立のため内部留保の充実を図ることを優先させますが、今後、継続的かつ安定的な配当を早期に実施できるよう配当原資の確保に向け、財務体質の改善、収益力の強化を急いでまいります。

次期配当につきましては、配当性向10%を公約し、その実現に向けて努力するとともに、自社株買い等の株主還元も併せて検討し、総還元性向20%を目標としてまいります。

なお、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨、定款で定めております。配当の決定機関は、中間配当が取締役会、期末配当が株主総会となっております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
最高(円)	-	-	-	184,000	172,000
最低(円)	-	-	-	61,000	8,900

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

なお、平成19年10月25日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成20年10月	11月	12月	平成21年1月	2月	3月
最高(円)	68,800	46,000	33,500	33,000	18,100	16,600
最低(円)	25,200	32,000	26,350	17,550	8,900	11,530

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

5【役員状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長		小野 文明	昭和34年2月1日生	昭和57年4月 昭和62年9月 平成5年8月 平成6年12月 平成8年5月 平成9年7月 平成11年10月 平成14年4月 平成16年8月 平成16年10月	ロンシャン株式会社入社 株式会社インタラック入社 株式会社アルク入社 株式会社タイアップ入社 テクノブレーション株式会社入社 同社取締役 テスコ・テクノブレーション株式会社取締役 日本マニファクチャリングサービス株式会社(旧NMS)代表取締役 NMSホールディング株式会社代表取締役 当社代表取締役社長(現任)	(注)2	3,640
常務取締役	執行役員イン ラインソ リューション 事業本部長	福本 英久	昭和41年1月10日生	昭和59年4月 平成3年9月 平成7年4月 平成9年3月 平成11年10月 平成12年8月 平成13年4月 平成14年11月 平成16年10月 平成18年6月	セーラー電子株式会社入社 トーキン商事株式会社入社 株式会社タイアップ入社 テクノブレーション株式会社入社 テスコ・テクノブレーション株式会社入社 同社生産管理部長 日本マニファクチャリングサービス株式会社(旧NMS)事業本部事業副本部長兼生産管理部長 同社執行役員事業本部長 当社取締役 当社常務取締役執行役員インラインソリューション事業本部長(現任)	(注)2	440
取締役	執行役員コー ポレート本部長	末廣 紀彦	昭和35年10月4日生	昭和59年4月 平成5年10月 平成13年2月 平成15年6月 平成15年8月 平成17年10月 平成18年6月 平成19年3月	セイコー電子工業株式会社(現セイコーインスツル株式会社)入社 株式会社協和コンサルタンツ入社 同社執行役員経営企画室長 株式会社ファインデバイス入社 同社取締役管理本部長 当社入社 当社執行役員経理財務本部長 当社取締役執行役員財務企画本部長 当社取締役執行役員コーポレート本部長(現任)	(注)2	100
監査役 (常勤)		土橋 紀隆	昭和15年11月18日生	昭和34年9月 平成12年11月 平成14年2月 平成16年10月 平成17年6月	ソニー株式会社入社 ソニー・ヒューマンキャピタル株式会社入社 日本マニファクチャリングサービス(旧NMS)株式会社顧問 当社顧問 当社監査役(現任)	(注)3	50

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役		古中 正昭	昭和18年11月20日生	昭和42年4月 昭和56年4月 昭和62年4月 平成2年4月 平成10年4月 平成12年6月 平成16年12月 平成20年6月	松下電器産業株式会社 人事部採用部入社 同社本社採用部採用課長 松下電池工業株式会社 人事課長 松下電器産業株式会社 アジア中近東本部人事部長 国際人事センター所長 同社東京支社(現東京本社) 総務部長 松下エクセルスタッフ株式会社 代表取締役社長 当社顧問 当社監査役(現任)	(注)3 (注)4	20
監査役		大原 達朗	昭和48年12月11日生	平成10年10月 平成16年1月 平成16年6月 平成19年4月 平成20年4月 平成20年6月	青山監査法人プライスウォーター ハウス入所 大原公認会計士事務所(現アルテ 公認会計士共同事務所)開設 株式会社さくらや 監査役 ビジネス・ブレイクスルー大学院 大学講師(現任) 法政大学大学院イノベーション・ マネジメント研究科兼任講師(現 任) 当社監査役(現任)	(注)5	-
計							4,250

(注)1. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各本部の業務執行を明確に区分し、経営効率向上を図るために執行役員制度を導入しております。

本書提出日現在における執行役員は以下の3名で構成されております(取締役兼任執行役員は除く)。

執行役員インラインソリューション事業本部副本部長 板谷 政幸

執行役員インラインソリューション事業本部副本部長 佐藤 和幸

執行役員マニファクチャリングソリューション事業本部長 萩原 明憲

- 平成21年6月24日開催の定時株主総会の終結の時から2年間以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。
- 平成18年12月8日開催の臨時株主総会の終結の時から4年間以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。
- 任期満了前に退任した監査役の補欠として平成20年6月24日開催の定時株主総会において選任されております。
- 平成20年6月24日開催の定時株主総会の終結の時から4年間以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。
- 監査役土橋紀隆、監査役古中正昭及び監査役大原達朗は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
三田 有男	昭和17年3月26日生	昭和43年4月 平成元年10月 平成5年8月 平成8年3月 平成15年10月 平成19年5月	ソニー株式会社入社 ソニー白石セミコンダクタ株式会社(出向)製造・技術部長 ソニー株式会社 半導体事業本部 化合物半導体事業部 製造・技術担当責任部長 株式会社ワコム電創 取締役 威凱科技股?有限公司 技術顧問 当社顧問(現任)	(注)	-

(注)補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了のときまでであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

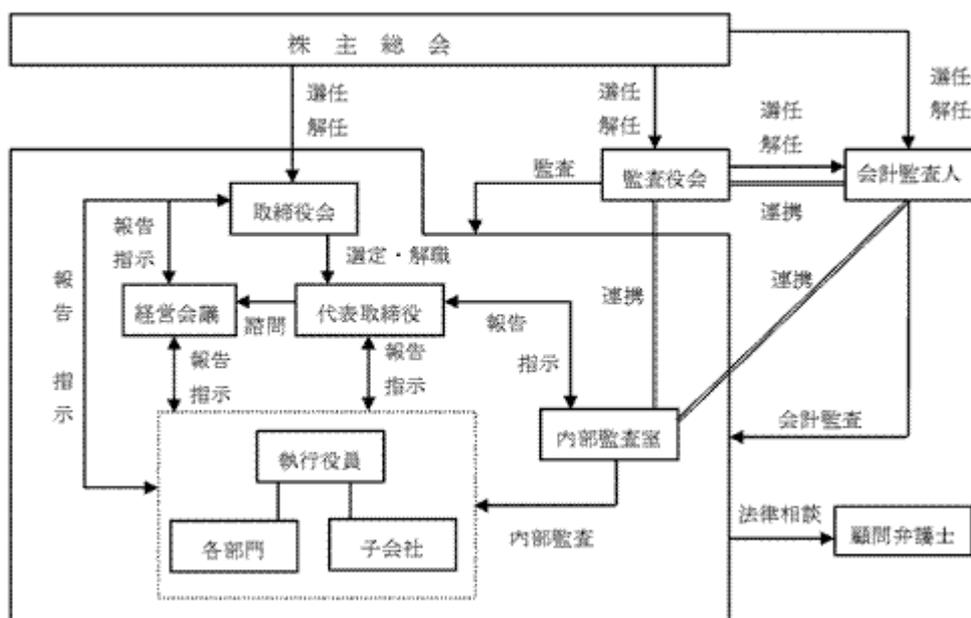
(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスの重要性が高まっている中、当社は、株主および利害関係者の方々に対し、経営の効率化と透明性を高めていくことをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

効率化の観点では、迅速かつ正確な経営情報の把握と、公正かつ機動的な意思決定を実行する事によって企業価値の最大化に取組み、透明性の観点についてはタイムリーディスクロージャーにより重要情報開示を実行し、積極的なIR情報の開示とニュースリリースの展開を図ってまいります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要図は、以下のとおりであります。



コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

1) 会社の機関

当社は、監査役会設置会社としてコーポレート・ガバナンス体制を以下のように構築しております。

取締役会は月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、会社法等の法令、または当社定款にて取締役会で決議することが定められている議案、及び会社経営上重要な議案につき意思決定を行っております。また、取締役会の経営監督機能をより高めるため、経営と業務執行の機能区分を明確にし、執行役員制度を導入しております。これにより、取締役会は、業務執行に関して代表取締役、取締役、執行役員等の業務執行者に対して職務権限規程にて定めた各々の権限範囲内で委任し、経営監督機能が発揮される体制をとっております。

業務執行の体制は、取締役会より業務執行を委任された代表取締役、代表取締役の諮問機関である経営会議、経営会議の構成員である取締役、執行役員を中心にして構築されております。特に常勤取締役、執行役員をメンバーとする経営会議を月2回開催し、取締役会に付議する重要案件の審議、各業務並びに全社業務の執行に関する審議、及び月次業績の分析、審議等を実施しております。また、各メンバー間で各執行部門（各本部）の諸問題に関する情報の共有化等も行っております。

また監査役会は、社外監査役3名（内常勤監査役1名）で構成され、定期的に内部監査室、会計監査人との連携をとることにより、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

2) 内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制と業務執行状況を適宜把握するために代表取締役社長の直属として内部監査室を設置し、豊富な内部監査経験を有する担当者を選任し、必要な監査を定期的に実施しております。内部監査は、期初に立案した往査計画に則り各拠点を訪れ、業務執行状況を詳細に監査しております。内部監査の結果は、代表取締役社長に報告し、改善指示を仰いでおります。また、内部監査にて改善を求められた内容に関しては、四半期毎にフォローアップ監査を実行しております。

なお、監査役は内部監査室と連携し、詳細に内部監査状況を監視する体制をとっております。

重要な法的判断、コンプライアンスに関する事項については、法律顧問契約を交わす弁護士に相談し必要な検討を実施しております。また、業務遂行上の必要に応じて、各専門家より適宜アドバイスを受ける体制をとっております。

また、当社は平成20年4月18日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議し、この方針に基づいて以下のとおり内部統制システムを整備いたしました。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、グローバル社会の一員としてコンプライアンスを全ての企業活動の基本に置くという「経営理念」に基づき、取締役、社員の行動指針として「企業倫理規範」を制定している。さらに経営理念、企業倫理規範に関して社内会議、社員教育、他、様々な場面で社員に対する浸透化活動を適宜実施していくこととする。

当社は、当該理念の下、法令・定款への適合する活動を維持・改善する体制として社長直轄の内部監査室を設置し、各部門のコンプライアンス状況を逐次監査する仕組みを構築している。加えて公益通報者保護法に準拠した「内部通報規程」を定め、取締役、社員の不正を事前に発見するための「ヘルプライン」（内部通報ライン）を敷いている。今後、現行構築済みの各種仕組みを一層機能強化することで取締役、社員の職務執行におけるコンプライアンス体制を維持、改善していくこととする。

また、当社は社会貢献を果たす上で反社会勢力とは一切の関わりを持たないことを明確に表明し、それらの勢力からの不当要求に対しては断固として毅然たる態度で臨んでいくこととする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報について、法令及び社内諸規程に準拠して適正に保管、管理していくこととする。

当社は、電磁的な文書管理を前提とし、紙媒体での文書の保管、管理に関する「文書管理規程」と電磁的情報の取り扱い方法を定めた「情報管理マニュアル」を統合し、「情報資産管理規程」として総合的な文書管理体制に改めている。加えて、電磁的な情報環境における情報管理のあるべき姿を「情報セキュリティポリシー」の中で明確に定め、役員、社員に対して情報管理の行動指針として提示している。当該規程の下、適正な情報の保存、管理の体制を一層強化していくこととする。

また、個人情報の管理については、個人情報保護法に準拠した「個人情報保護規程」を制定し、個人情報の適正管理を進めている。当社は、当該情報管理に関しても適宜社員教育等を実施し、その体制の維持、改善に努めていくこととする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、会社におけるリスクが保有経営資源の滅失であると捉え、人、モノ、金、情報に対する損失を最小限に留める体制を敷いていく。

特に各種情報に関わるレピュテーションリスクは、他の経営資源の損失に対しても多大な影響を及ぼすものであることから、一層厳格な管理を実施していく必要があると認識している。こうした方針に基づき、情報に関するリスク管理は、「情報セキュリティポリシー」に則り、物理的セキュリティ対策、技術的セキュリティ対策、人的セキュリティ対策に区別した上で万全を期していく。

また、人的リスク、物的リスク、経済的リスクにかかる対策としては、法務部門を強化して各種契約を適正に締結する体制を敷くとともに、各種業務におけるリスクを軽減すべく業務の標準化を担保するために基本規程（「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」等）を随時見直し、適宜整備していく。加えて、当該規程に準拠した業務が適正に遂行されているかについて、内部監査室の業務監査を通じてモニタリングすることでリスク発生の未然防止の体制を構築していく。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するために定時取締役会を毎月1回開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催することで法令にて要請される事項、会社が意思決定すべき重要事項を遺漏なく決議する体制を敷いている。定時取締役会は、年度毎に1年間の開催スケジュールを「マネジメントカレンダー」の中で事前に定め、全取締役及び全監査役が全ての取締役会に出席できるように配慮している。

また、当社は、取締役の職務執行をより効率化するために代表取締役の下に配置された執行役員を構成員とする経営会議を毎月2回開催している。経営会議では、取締役会の決議事項に関する基本方針ならびに

経営管理の執行方針の事前審議を行うとともに会社意思決定の補助機関として取締役会、代表取締役の諮問にこたえる会議体と位置づけている。

当社は、上述のコーポレート・ガバナンス体制の機能状況を常に点検し、適宜改善を加えながら取締役の職務執行の効率性をより高めていくこととする。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社における業務の適正を確保するために「関係会社管理規程」を制定し、当該規程の中で管理責任者として所轄部門長を定めている。所轄部門長は、子会社、関係会社を適正に管理するために当社グループの各組織の経営方針、戦略等を徹底するとともに子会社、関係会社の経営を指揮してグループとして最大成果を導くミッションを負わせている。

また、当該規程の中で子会社及び当社が必要と認める関係会社を対象として原則毎年1回以上、定期、臨時に内部監査室が業務監査を行うことを定めている。加えて子会社、関係会社に対して経理、財務、経営企画、人事、情報システムといった業務毎に当社の各主管部門が業務の適正性を日常業務の中でチェックする体制を敷いている。

当社は、上述のような子会社、関係会社に対する管理体制を維持、改善することで子会社における業務の適正を確保していくこととする。

6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査の実効性を高め、且つ監査役職務遂行を効率的に行うため、監査役がその職務を補助する社員を置くことを求めた場合には、社員を配置することとしている。また、配置にあたっては、会社は監査役の意向を尊重して決定することとしている（但し、平成21年3月31日現在は、監査役からの補助者配置の要請は生じていない）。

補助者として配置される社員は、当社における他の職務を兼務しないこととしており、職務遂行にあたっては監査役の指揮命令の下で行う。また、当該社員の評価については、監査役が行うこととし、取締役からの独立性を確保していくこととする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、会社の意思決定過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議へ出席するとともに、取締役、社員にその説明を求めている。また、期初に定めた年間監査スケジュールに則り、各部門を巡回し、業務監査を実施している。業務監査においては、部門会議の議事録、業務執行にかかる必要な書類等を閲覧し、社員からその経緯等について報告を受けている。

当社は、今後も上述のような監査役への報告体制を維持、改善していくこととする。

8. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査の実効性を確保するため、会計監査人、内部監査室と連携を密に取り、相互の監査品質向上に繋がる有効な情報交換を適宜実施している。特に四半期決算、年度決算においては、会計監査人、内部監査室との意見交換会を開催し、会社の業務執行状況、計算書類等に対して相互意見交換を経てより適切に状況把握している。

加えて、監査役は、代表取締役との意見交換会を毎月1回開催しており、こうした監査活動を通じて監査の実効性を高めていくこととする。

3) 内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

内部監査室は、平成21年3月31日現在、室長1名を含む3名体制を敷いております。監査手続きとしては、定期的に現地に赴き各種業務に関する内部監査を行っております。また、内部監査報告書作成にあたっては、監査役との意見交換を実施し、問題認識の統一性を図りながら相互の監査効率を高める体制を敷いております。

監査役会は、平成21年3月31日現在、3名体制を敷いております。3名の構成は、社外監査役3名（内常勤監査役1名）であります。定期的に監査状況の意見交換を行う等、協力体制が構築されております。取締役会、経営会議、毎四半期に開催される全社会議に全て出席し、取締役の業務執行状況の監査を実施しております。また、定期的に本社、支店、テック、オフィス等の各拠点への往査も実施し、且つ支店会議を始めとして各種重要会議への出席も積極的に行い、多面的な情報収集に努めております。

また、当社は、金融商品取引法の規定に基づき、財務諸表について必ず監査法人による監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、浜村和則氏、原田大輔氏の2名、また監査業務にかかる主な補助者は公認会計士2名、その他5名であります。当社と同監査法人または業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。なお、継続監査年数は、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

当社は、内部監査室、監査役会、会計監査人の3者の連携を深め、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。さらに内部監査室、監査役会、会計監査人の3者での情報交換会を四半期決算毎に定期開催し、内部監査、監査役監査、会計監査のそれぞれの監査効率向上を図っております。

4) リスク管理体制等について

当社は、自社を取り巻く事業等のリスクは多岐にわたっている経営環境を鑑み、リスク管理体制の一層の強化が経営上重要であると認識しております。こうした状況下、当社は企業倫理規範を定め、社員のコンプライアンス意識の醸成に努めております。その上で適時開示体制、内部通報制度、クレーム対応マニュアル等、リスクを初期段階で発見、把握する仕組みを構築し、早期対策を打てるリスク管理体制をとっております。

5) 役員報酬の内容(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

区 分	支給人員	支 給 額	摘 要
取締役	3名	84,330千円	
監査役	4	8,300	うち社外監査役3名7,100千円
合計	7	92,630	

(注) 1. 上記には、平成20年6月24日開催の第23期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

6) 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めております。

7) 監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めております。

8) 責任限定契約の内容

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

9) 取締役の定数

当社の取締役は、5名以内とする旨を定款に定めております。

10) 取締役の選任決議要件

当社は、株主総会での取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

11) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

12) 自己株式取得の決定機関

当社は、機能的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、自己株式を取締役会の決議で市場取引等により取得することができる旨を定款に定めております。

13) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

14) 会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近一年間の実施状況

当事業年度におきましては、取締役会を20回開催し、経営の基本方針、その他の重要事項の進捗報告を受け、審議し決議いたしました。また、取締役会の下部に経営会議を設置し、取締役会に付議する事項及び執行役員他、各部門責任者が行う決定のうち重要事項については、原則、経営会議で協議し、各執行役員他、各部門責任者の担当業務を踏まえた議論を積極的に行うことで重要事項決定に至る意思決定プロセスの透明性確保に努めました。更に、平成17年4月1日施行された個人情報保護法に対応するため、プロジェクトチームを設置し社内勉強会を行うとともに、知識を深め、社員に対して徹底を図るよういたしました。

- 15) 社外監査役との人的関係、資本的关系、または取引関係その他の利害関係の概要
該当事項はありません。

なお、当社は平成20年6月24日開催の定時株主総会をもって、会社法第2条6号イに該当する大会社となったことにより、同法第328条第1項の規定に基づき、監査役会設置会社及び会計監査人設置会社となりました。

このため、同株主総会において新たな監査役の選任が行われ、監査役会は社外監査役3名（内常勤監査役1名）で構成されております。

また、同株主総会においてあずさ監査法人が会計監査人に選任されております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
-	-	25,000	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、規模・特性・監査日程等を勘案した上適切に決定しております。

第5【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社（北京日華材創国際技術服務有限公司）の資産、売上高等から見て、当企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

1【財務諸表等】
 (1)【財務諸表】
 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,350,932	894,201
売掛金	2,357,073	1,391,509
仕掛品	4,188	3,113
貯蔵品	2,666	7,479
前払費用	69,157	57,139
繰延税金資産	110,302	-
未収入金	-	39,674
未収還付法人税等	-	130,494
仮払金	-	33,431
その他	25,859	1,082
貸倒引当金	2,362	1,428
流動資産合計	3,917,818	2,556,697
固定資産		
有形固定資産		
建物	88,855	100,762
減価償却累計額	20,768	34,725
建物(純額)	68,087	66,036
機械及び装置	1,642	3,610
減価償却累計額	583	1,438
機械及び装置(純額)	1,058	2,172
車両運搬具	200	200
減価償却累計額	169	182
車両運搬具(純額)	30	17
工具、器具及び備品	37,777	40,929
減価償却累計額	23,935	30,166
工具、器具及び備品(純額)	13,841	10,763
有形固定資産合計	83,018	78,989
無形固定資産		
ソフトウェア	17,632	19,746
電話加入権	4,299	4,299
無形固定資産合計	21,932	24,045
投資その他の資産		
投資有価証券	-	10,000
関係会社出資金	23,365	23,365
長期前払費用	8,350	6,040
繰延税金資産	7,340	-
敷金及び保証金	156,715	133,397
投資その他の資産合計	195,771	172,803
固定資産合計	300,721	275,838
資産合計	4,218,540	2,832,535

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	1,000,000	900,000
未払金	1,011,006	608,730
未払費用	223,156	111,851
未払法人税等	171,809	12,730
未払消費税等	194,159	23,637
預り金	161,871	102,801
賞与引当金	202,947	-
その他	734	2,797
流動負債合計	2,965,683	1,762,549
負債合計	2,965,683	1,762,549
純資産の部		
株主資本		
資本金	500,550	500,600
資本剰余金		
資本準備金	215,969	216,019
資本剰余金合計	215,969	216,019
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	536,336	383,814
利益剰余金合計	536,336	383,814
自己株式	-	30,448
株主資本合計	1,252,856	1,069,986
純資産合計	1,252,856	1,069,986
負債純資産合計	4,218,540	2,832,535

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
売上高	16,963,390	14,822,278
売上原価	14,101,844	12,365,815
売上総利益	2,861,546	2,456,462
販売費及び一般管理費		
役員報酬	90,560	92,630
給与及び賞与	997,833	1,034,776
賞与引当金繰入額	72,335	-
法定福利費	139,366	133,224
貸倒引当金繰入額	178	-
募集費	128,121	108,590
地代家賃	148,411	164,985
賃借料	93,982	99,196
租税公課	29,664	22,814
減価償却費	14,850	20,434
旅費及び交通費	158,243	157,491
通信費	49,833	46,498
支払手数料	16,403	14,792
業務委託手数料	172,325	162,747
その他	172,809	214,154
販売費及び一般管理費合計	2,284,921	2,272,338
営業利益	576,625	184,124
営業外収益		
受取利息	1,615	1,498
受取配当金	300	450
業務受託料	3,048	4,228
為替差益	-	1,615
その他	2,157	2,273
営業外収益合計	7,121	10,065
営業外費用		
支払利息	13,694	11,579
上場関連費用	13,832	-
株式交付費	6,517	-
その他	6,946	8,609
営業外費用合計	40,990	20,189
経常利益	542,755	174,000
特別損失		
雇用調整支出金	-	198,794
特別損失合計	-	198,794
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	542,755	24,794
法人税、住民税及び事業税	269,596	10,084

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
法人税等調整額	28,856	117,643
法人税等合計	240,740	127,727
当期純利益又は当期純損失 ()	302,015	152,522

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	13,155,955	93.3	11,445,947	92.6
経費		943,698	6.7	918,792	7.4
小計		14,099,653	100.0	12,364,739	100.0
期首仕掛品たな卸高		6,379		4,188	
期末仕掛品たな卸高		4,188		3,113	
売上原価		14,101,844		12,365,815	

(脚注)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1 労務費の主な内訳		1 労務費の主な内訳	
給与及び賞与	11,684,628千円	給与及び賞与	10,085,789千円
法定福利費	1,428,301千円	法定福利費	1,324,837千円
2 原価計算の方法		2 原価計算の方法	
実際原価に基づく事業所別単純総合原価計算		同左	

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	430,800	500,550
当期変動額		
新株の発行	69,750	50
当期変動額合計	69,750	50
当期末残高	500,550	500,600
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	146,219	215,969
当期変動額		
新株の発行	69,750	50
当期変動額合計	69,750	50
当期末残高	215,969	216,019
資本剰余金合計		
前期末残高	146,219	215,969
当期変動額		
新株の発行	69,750	50
当期変動額合計	69,750	50
当期末残高	215,969	216,019
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	234,321	536,336
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失()	302,015	152,522
当期変動額合計	302,015	152,522
当期末残高	536,336	383,814
利益剰余金合計		
前期末残高	234,321	536,336
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失()	302,015	152,522
当期変動額合計	302,015	152,522
当期末残高	536,336	383,814
自己株式		
前期末残高	-	-
当期変動額		
自己株式の取得	-	30,448
当期変動額合計	-	30,448
当期末残高	-	30,448

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本合計		
前期末残高	811,340	1,252,856
当期変動額		
新株の発行	139,500	100
当期純利益又は当期純損失()	302,015	152,522
自己株式の取得	-	30,448
当期変動額合計	441,515	182,870
当期末残高	1,252,856	1,069,986
純資産合計		
前期末残高	811,340	1,252,856
当期変動額		
新株の発行	139,500	100
当期純利益又は当期純損失()	302,015	152,522
自己株式の取得	-	30,448
当期変動額合計	441,515	182,870
当期末残高	1,252,856	1,069,986

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	542,755	24,794
減価償却費	21,962	27,132
長期前払費用償却額	10,502	8,950
貸倒引当金の増減額(は減少)	178	934
賞与引当金の増減額(は減少)	68,742	202,947
受取利息及び受取配当金	1,915	1,948
支払利息	13,694	11,579
上場関連費用	13,832	-
株式交付費	6,517	-
売上債権の増減額(は増加)	177,508	965,563
たな卸資産の増減額(は増加)	5,705	3,737
前払費用の増減額(は増加)	2,677	11,796
未払金の増減額(は減少)	87,361	402,276
未払費用の増減額(は減少)	87,546	111,285
未払消費税等の増減額(は減少)	32,324	170,521
預り金の増減額(は減少)	83,807	59,069
その他	11,230	43,551
小計	374,243	3,956
利息及び配当金の受取額	1,915	1,948
利息の支払額	14,640	11,377
法人税等の支払額	280,830	297,054
営業活動によるキャッシュ・フロー	80,687	302,527
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	55,835	17,027
無形固定資産の取得による支出	2,367	8,190
その他	13,343	3,311
投資活動によるキャッシュ・フロー	71,546	21,905
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	100,000	100,000
株式の発行による収入	132,982	100
株式上場に伴う支出	13,832	-
自己株式の取得による支出	-	32,398
財務活動によるキャッシュ・フロー	19,150	132,298
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	28,290	456,731
現金及び現金同等物の期首残高	1,322,641	1,350,932
現金及び現金同等物の期末残高	1,350,932	894,201

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法		デリバティブ 時価法
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法	(1) 仕掛品 総平均法による原価法を採用しております。 (2) 貯蔵品 最終仕入原価法を採用しております。	(1) 仕掛品 同左 (2) 貯蔵品 同左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法(但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。(会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、この変更による損益の影響は軽微であります。 (追加情報) 法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。なお、これによる損益の影響は軽微であります。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。 (3) 長期前払費用 定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左 (3) 長期前払費用 同左
5. 繰延資産の処理方法	株式交付費 支出時に全額費用として計上しております。	

項目	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左

項目	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日) (2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に 充てるため、支給見込額のうち当期の負 担額を計上しております。	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	
8. ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨建金銭債務 (3) ヘッジ方針 デリバティブ取引は、為替、金利等の将来における相場変動によるリスクを回避することを目的とし、原則として実需予測の範囲内で行うこととし、投機的目的のためのデリバティブ取引は行わない方針としております。 (4) ヘッジ有効性の評価の方法 ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。	
9. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
10. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(貸借対照表)</p> <p>前期まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「未収入金」は、当期において、資産の総額の100分の1を超えたため区分掲記しました。</p> <p>なお、前期末の「未収入金」は5,240千円であります。</p> <p>また、前期まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「仮払金」は、当期において、資産の総額の100分の1を超えたため区分掲記しました。</p> <p>なお、前期末の「仮払金」は18,424千円であります。</p> <p>(損益計算書)</p> <p>前期まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「為替差益」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため区分掲記しました。</p> <p>なお、前期における「為替差益」の金額は498千円であります。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)		当事業年度 (平成21年3月31日)	
1 当社は事業拡大に伴う増加運転資金を賄うために取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。		1 当社は事業拡大に伴う増加運転資金を賄うために取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。	
当座貸越極度額の総額	1,600,000千円	当座貸越極度額の総額	1,800,000千円
借入実行残高	1,000,000千円	借入実行残高	900,000千円
差引額	600,000千円	差引額	900,000千円

(損益計算書関係)

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	20,606	1,000	-	21,606

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加1,000株は、公募による新株の発行による増加であります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)1	21,606	2	-	21,608
合計	21,606	2	-	21,608
自己株式				
普通株式(注)2	-	1,176	-	1,176
合計	-	1,176	-	1,176

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加2株は、新株予約権の行使による増加であります。

2. 普通株式の自己株式数の増加1,176株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加であります。

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記 されている科目の金額との関係 (平成20年3月31日現在)	1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記 されている科目の金額との関係 (平成21年3月31日現在)
現金及び預金勘定 1,350,932千円	現金及び預金勘定 894,201千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 _____	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 _____
現金及び現金同等物 1,350,932千円	現金及び現金同等物 894,201千円

(リース取引関係)

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)				当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)			
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引(借主側)				1. リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
建物	2,933	1,507	1,425	建物	2,933	1,996	937
機械及び装置	7,000	1,749	5,250	機械及び装置	7,000	4,083	2,916
工具、器具及び備品	10,405	9,006	1,399	工具、器具及び備品	3,650	2,980	669
ソフトウエア	188,811	119,825	68,985	ソフトウエア	188,811	157,587	31,223
合計	209,149	132,089	77,060	合計	202,394	166,648	35,746
未経過リース料期末残高相当額				未経過リース料期末残高相当額			
1年以内		41,898千円		1年以内		34,541千円	
1年超		36,780千円		1年超		2,173千円	
合計		78,678千円		合計		36,714千円	
支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
支払リース料		44,759千円		支払リース料		42,802千円	
減価償却費相当額		43,281千円		減価償却費相当額		41,314千円	
支払利息相当額		1,495千円		支払利息相当額		912千円	
減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法				減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法			
減価償却費相当額の算定方法				減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				同左			
利息相当額の算定方法				利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				同左			
2. オペレーティング・リース取引(借主側)				2. オペレーティング・リース取引(借主側)			
未経過リース料				未経過リース料			
1年以内		8,433千円		1年以内		7,379千円	
1年超		10,890千円		1年超		3,512千円	
合計		19,324千円		合計		10,891千円	

(有価証券関係)

前事業年度(平成20年3月31日現在)

該当事項はありません。

当事業年度(平成21年3月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

3. 時価のない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

種類	貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券 非上場株式	10,000

4. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. 取引の状況に関する事項

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(1) 取引の内容 当社の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 当社のデリバティブ取引は、将来の為替・金利の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。</p> <p>(3) 取引の利用目的 当社のデリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。 なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。 ヘッジ会計の方法 為替予約が付されている外貨建金銭債務について振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を行っております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...為替予約 ヘッジ対象...外貨建金銭債務 ヘッジ方針 デリバティブ取引は、為替、金利等の将来における相場変動によるリスクを回避することを目的とし、原則として実需予測の範囲内で行うこととし、投機的目的のためのデリバティブ取引は行わない方針としております。 ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。</p> <p>(4) 取引に係るリスクの内容 為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを有しております。 なお、取引相手先は高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。</p> <p>(5) 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。</p> <p>(6) 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>(1) 取引の内容 同左</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 同左</p> <p>(3) 取引の利用目的 当社のデリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。</p> <p>(4) 取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>(5) 取引に係るリスク管理体制 同左</p> <p>(6) 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p>

2. 取引の時価等に関する事項

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

ヘッジ会計が適用されているため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

(1) 通貨関連取引

区分	種類	契約額等（千円）	契約額等のうち1年超のもの（千円）	時価（千円）	評価損益（千円）
市場取引以外の取引	為替予約（買建）	69,000	33,000	67,155	1,844

(注) 1. 上記取引においては時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定方法

取引先金融機関から揭示された価格に基づき算定しております。

(退職給付関係)

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役2名、監査役1名、関係会社取締役2名、従業員21名	取締役2名、監査役2名、関係会社取締役2名、従業員441名	取締役3名	従業員63名
株式の種類別ストック・オプション数(注)1	普通株式 400株	普通株式 1,500株	普通株式 120株	普通株式 103株
付与日	平成17年3月15日	平成18年3月30日	平成19年7月31日	平成19年7月31日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)3	(注)3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成19年3月15日から平成27年3月14日まで	平成21年3月13日から平成28年3月10日まで	平成21年7月21日から平成29年6月27日まで	平成21年7月21日から平成29年6月27日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。但し、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

新株予約権発行時において当社または当社子会社及び当社の関連会社の取締役、監査役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社または当社子会社及び当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

当社が普通株式を東京証券取引所、日本証券業協会その他これに類する国内の証券取引所に上場している場合に行使できるものとする。

その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

3. 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。但し、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

当社が普通株式を東京証券取引所、日本証券業協会その他これに類する国内の証券取引所に上場している場合に行使できるものとする。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成20年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数に

については、株式数に換算して記載しております。
 ストック・オプションの数

	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション
権利確定前（株）				
前事業年度末	-	1,347	-	-
付与	-	-	120	103
失効	-	123	-	2
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	1,224	120	101
権利確定後（株）				
前事業年度末	362	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	10	-	-	-
未行使残	352	-	-	-

単価情報

	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション
権利行使価格（円）	50,000	60,000	150,000（注）	150,000（注）
行使時平均株価 （円）	-	-	-	-
公正な評価単価 （付与日）（円）	-	-	-	-

（注）本新株予約権付与日現在において、当社は非上場であり、権利行使価格は、平成19年3月期を基準期としたジャスダック証券取引所への株式上場の際に行う株式公開時の新規募集株式の発行価格と同額となります。なお、平成19年10月16日に発行価格が150,000円に決定されたことに伴い、権利行使価格も150,000円となりました。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役2名、監査役1名、関係会社取締役2名、従業員21名	取締役2名、監査役2名、関係会社取締役2名、従業員441名	取締役3名	従業員63名
株式の種類別ストック・オプション数(注)1	普通株式 400株	普通株式 1,500株	普通株式 120株	普通株式 103株
付与日	平成17年3月15日	平成18年3月30日	平成19年7月31日	平成19年7月31日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)3	(注)3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成19年3月15日から平成27年3月14日まで	平成21年3月13日から平成28年3月10日まで	平成21年7月21日から平成29年6月27日まで	平成21年7月21日から平成29年6月27日まで

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。但し、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

新株予約権発行時において当社または当社子会社及び当社の関連会社の取締役、監査役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社または当社子会社及び当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

当社が普通株式を東京証券取引所、日本証券業協会その他これに類する国内の証券取引所に上場している場合に行使できるものとする。

その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

3. 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。但し、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

当社が普通株式を東京証券取引所、日本証券業協会その他これに類する国内の証券取引所に上場している場合に行使できるものとする。

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成21年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション
権利確定前（株）				
前事業年度末	-	1,224	120	101
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	28
権利確定	-	1,224	-	-
未確定残	-	-	120	73
権利確定後（株）				
前事業年度末	352	-	-	-
権利確定	-	1,224	-	-
権利行使	2	-	-	-
失効	10	173	-	-
未行使残	340	1,051	-	-

単価情報

	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション
権利行使価格（円）	50,000	60,000	150,000（注）	150,000（注）
行使時平均株価 （円）	154,000	-	-	-
公正な評価単価 （付与日）（円）	-	-	-	-

（注）本新株予約権付与日現在において、当社は非上場であり、権利行使価格は、平成19年3月期を基準期としたジャスダック証券取引所への株式上場の際に行う株式公開時の新規募集株式の発行価格と同額となります。なお、平成19年10月16日に発行価格が150,000円に決定されたことに伴い、権利行使価格も150,000円となりました。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)																																												
<p>1 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">14,930</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">82,579</td> </tr> <tr> <td>未払社会保険料</td> <td style="text-align: right;">10,774</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">4,073</td> </tr> <tr> <td>出資金評価損</td> <td style="text-align: right;">3,784</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">5,285</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">121,427</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">3,784</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">117,643</td> </tr> </table>	繰延税金資産	(千円)	未払事業税	14,930	賞与引当金	82,579	未払社会保険料	10,774	減価償却費	4,073	出資金評価損	3,784	その他	5,285	繰延税金資産小計	121,427	評価性引当額	3,784	繰延税金資産合計	117,643	<p>1 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">2,239</td> </tr> <tr> <td>出資金評価損</td> <td style="text-align: right;">3,784</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">116,852</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">4,691</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">127,567</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">121,812</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,755</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>未収事業税</td> <td style="text-align: right;">5,755</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,755</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">-</td> </tr> </table>	繰延税金資産	(千円)	減価償却費	2,239	出資金評価損	3,784	繰越欠損金	116,852	その他	4,691	繰延税金資産小計	127,567	評価性引当額	121,812	繰延税金資産合計	5,755	繰延税金負債		未収事業税	5,755	繰延税金負債合計	5,755	繰延税金資産純額	-
繰延税金資産	(千円)																																												
未払事業税	14,930																																												
賞与引当金	82,579																																												
未払社会保険料	10,774																																												
減価償却費	4,073																																												
出資金評価損	3,784																																												
その他	5,285																																												
繰延税金資産小計	121,427																																												
評価性引当額	3,784																																												
繰延税金資産合計	117,643																																												
繰延税金資産	(千円)																																												
減価償却費	2,239																																												
出資金評価損	3,784																																												
繰越欠損金	116,852																																												
その他	4,691																																												
繰延税金資産小計	127,567																																												
評価性引当額	121,812																																												
繰延税金資産合計	5,755																																												
繰延税金負債																																													
未収事業税	5,755																																												
繰延税金負債合計	5,755																																												
繰延税金資産純額	-																																												
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: center;">(単位：%)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.69</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">2.36</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割等</td> <td style="text-align: right;">1.85</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.54</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">44.36</td> </tr> </table>	法定実効税率	40.69	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	2.36	住民税均等割等	1.85	その他	0.54	税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.36	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: center;">税引前当期純損失のため記載していません。</p>																																
法定実効税率	40.69																																												
(調整)																																													
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.36																																												
住民税均等割等	1.85																																												
その他	0.54																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.36																																												

(持分法損益等)

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

項目	前事業年度 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	当事業年度 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
1株当たり純資産額	57,986円49銭	52,368円15銭
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（ ）	14,352円31銭	7,143円89銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	13,927円40銭	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	当事業年度 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額		
当期純利益又は当期純損失（ ）（千円）	302,015	152,522
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（ ）（千円）	302,015	152,522
期中平均株式数（株）	21,043	21,350
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額（千円）	-	-
普通株式増加数（株）	642	-
（うち新株予約権）	(642)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権（新株予約権の数221個）	

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(新株予約権の発行)</p> <p>平成21年6月24日開催の第24期定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて決議いたしました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権割当の対象者 当社の取締役、監査役及び従業員 2. 新株予約権の数 1,670個を上限とする。 3. 新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式 4. 新株予約権の目的となる株式の数 1,670個を上限とする。 5. 新株予約権の行使価額 新株予約権割当日の属する月の前月各日(取引が成立していない日を除く)におけるジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)とする。但し、当該金額が新株予約権割当日の終値(取引が成立しない場合はその前日の終値)を下回る場合は、当該終値の価額とする。 6. 新株予約権の行使期間 新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日から3年間とする。 7. 新株予約権の行使の条件 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。但し、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。 新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。 当社が普通株式をジャスダック証券取引所その他これに類する国内の証券取引所に上場している場合に行使できるものとする。 新株予約権行使日の属する事業年度の前事業年度における当社の経常利益(会社法第436条第3項に基づいて取締役会の承認を受けた計算書類に基づくものとする。)が4億5千万円以上の場合に行使できるものとする。但し、6に定める期間内であっても当該経常利益が未確定の期間は行使することができない。 その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

投資有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	88,855	11,906	-	100,762	34,725	13,957	66,036
機械及び装置	1,642	1,968	-	3,610	1,438	854	2,172
車両運搬具	200	-	-	200	182	13	17
工具、器具及び備品	37,777	3,152	-	40,929	30,166	6,230	10,763
有形固定資産計	128,475	17,027	-	145,502	66,513	21,056	78,989
無形固定資産							
ソフトウェア	24,992	8,190	-	33,182	13,436	6,076	19,746
電話加入権	4,299	-	-	4,299	-	-	4,299
無形固定資産計	29,291	8,190	-	37,481	13,436	6,076	24,045
長期前払費用	32,742	10,006	22,217	20,530	14,489	8,950	6,040
繰延資産							
-	-	-	-	-	-	-	-
繰延資産計	-	-	-	-	-	-	-

(注) 当期増加額の主な内容は、次のとおりであります。

建物	(EMSテクニカルセンター)	10,670千円
機械及び装置	(EMSテクニカルセンター コンプレッサー)	1,968千円
工具、器具及び備品	(本社 サーバー)	1,865千円
ソフトウェア	(人事雇用条件入力カスタマイズ)	1,100千円
ソフトウェア	(販売勤怠情報修正カスタマイズ)	3,825千円
ソフトウェア	(岩手テック クリニックDBシステムカスタマイズ)	1,600千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,000,000	900,000	1.059	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	-	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	-	-	-	-
合計	1,000,000	900,000	-	-

(注)「平均利率」については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	2,362	1,428	-	2,362	1,428
賞与引当金	202,947	-	202,947	-	-

(注)貸倒引当金の当期減少額のその他は洗替によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

a 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	869
預金 普通預金	893,331
計	893,331
合計	894,201

b 売掛金

イ 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社 I H I	179,415
タイコエレクトロニクスレイケム株式会社	114,839
セイコーインスツル株式会社	90,146
シャープドキュメントシステム株式会社	86,505
東北日本電気株式会社	77,220
その他	843,382
計	1,391,509

ロ 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日) (A) + (D)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	2 (B)
2,357,073	15,563,391	16,528,955	1,391,509	92.2	365 44

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記金額には消費税等が含まれております。

c 仕掛品

品名	金額(千円)
(岩手テック)ホームエンタテインメント機器 修理	1,696
(宮城テック)太陽光発電向けソーラーパネルウエ ハー 検査・梱包	1,007
その他	408
計	3,113

d 貯蔵品

品名	金額(千円)
作業着	4,880
家電、AV修理用部品材料費 (さいたまテック、中部テック)	2,453
切手、収入印紙他	145
計	7,479

負債の部

a 未払金

区分	金額(千円)
給与	494,502
株式会社 I H I	53,094
東急リパブル株式会社	4,840
北京日華材創国際技術服務有限公司	3,666
東北電力株式会社	3,371
その他	49,255
計	608,730

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報

	第1四半期 自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	第2四半期 自平成20年7月1日 至平成20年9月30日	第3四半期 自平成20年10月1日 至平成20年12月31日	第4四半期 自平成21年1月1日 至平成21年3月31日
売上高(千円)	4,264,619	4,141,680	3,840,660	2,575,317
税引前四半期純利益金 額又は税引前四半期純 損失金額()(千 円)	72,453	54,114	77,188	74,172
四半期純利益金額又は 四半期純損失金額 ()(千円)	36,383	27,886	86,493	130,298
1株当たり四半期純利 益金額又は1株当たり 四半期純損失金額 ()(円)	1,683.87	1,290.59	4,068.20	6,229.30

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から 3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	電子公告とし、次の当社ホームページアドレスに掲載します。 (http://www.n-ms.co.jp/) 但し、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第23期）（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）平成20年6月24日 関東財務局長に提出

(2) 四半期報告書及び確認書

（第24期第1四半期）（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）平成20年8月8日 関東財務局長に提出

（第24期第2四半期）（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）平成20年11月12日 関東財務局長に提出

（第24期第3四半期）（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）平成21年2月13日 関東財務局長に提出

(3) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自平成20年9月19日至平成20年9月30日）平成20年10月14日 関東財務局長に提出

報告期間（自平成20年10月1日至平成20年10月31日）平成20年11月7日 関東財務局長に提出

報告期間（自平成20年11月13日至平成20年11月30日）平成20年12月4日 関東財務局長に提出

報告期間（自平成21年2月23日至平成21年2月28日）平成21年3月5日 関東財務局長に提出

報告期間（自平成21年3月1日至平成21年3月31日）平成21年4月3日 関東財務局長に提出

報告期間（自平成21年4月1日至平成21年4月30日）平成21年5月8日 関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

日本マニュファクチャリングサービス株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 浜村 和則 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 原田 大輔 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本マニュファクチャリングサービス株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本マニュファクチャリングサービス株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月24日

日本マニュファクチャリングサービス株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 浜村 和則 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 原田 大輔 印
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本マニュファクチャリングサービス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本マニュファクチャリングサービス株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本マニュファクチャリングサービス株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、日本マニュファクチャリングサービス株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。